

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 11月26日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、段階的規制緩和計画の変更等を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（１）段階的規制緩和計画の変更点は以下のとおり

●第3段階（準備期）へ移行（30日（月）午前5時より）

ビオビオ州ペンコ市、ユンベル市

アラウカニア州ビリヤリカ市、ヌエバ・インペリアル市、クラカウティン市、プエルト・サアベドラ市、カラウエ市、ゴルベア市、ビクトリア市、メリペウコ市、クンコ市

アイセン州コジャイケ市

●第3段階（準備期）へ後退（28日（土）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市1区（プダウェル区）、メリピーリャ区

●第2段階（移行期）へ移行（30日（月）午前5時より）

ロス・リオス州ラゴ・ランコ市

ロス・ラゴス州オソルノ市、ウアラウエ市

ビオビオ州、ロタ市、コロネル市

アラウカニア州トライゲン市

●第2段階（移行期）へ後退（28日（土）午前5時より）

首都圏州サンティアゴ市3区（ロ・エスペホ区、サン・ホアキン区、ラ・グランハ区）

ロス・リオス州パイリャコ市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（28日（土）午前5時より）

ロス・ラゴス州マウリン市

（２）12月8日より、サンティアゴ国際空港（SCL）へ到着したチリへの入国者（チリ国民、在住者、外国人を問わない）に対して、ランダムにPCR検査を実施する。

（３）29日に実施される予備選挙にかかる措置として、同日の夜間外出禁止令発令開始時間は全国共通で午前0時からとする。

2 11月26日時点で、チリ国内では545,662名（死亡者15,235名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察

による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html